

「標準的な労務費構成割合」(建築工事)※1

居住専用 住宅	居住専用 準住宅	居住産業 併用住宅	事務所	店舗	工場・ 作業場	倉庫	学校の 校舎	病院・ 診療所	その他
14.14%	13.81%	10.62%	8.59%	8.53%	8.33%	9.36%	12.25%	12.68%	9.12%

※1 標準的な労務費構成割合は、「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けガイドライン（令和7年12月）」に記載されている割合であり、「建設資材・労働力需要実態調査結果」（令和5年度工事実績）より、算出されたものである。